

2000年7月13日  
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

市民活動団体実態調査業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2000年（平成12年）6月20日付けで諮問された、市民活動団体実態調査業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、市民活動団体実態調査業務に係る個人情報を本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

- (1) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について  
ア 本市では市民活動団体をまちづくりのパートナーと位置付け、その自主性、自立性を尊重するとともに市民と行政の協働体制の確立を積極的に進めている。

市内に活動拠点をもつ多くの市民活動団体の支援方策等について、今後具

体的に検討をすすめていくうえで、市民活動団体の活動実態調査が必要不可欠である。

イ 本人以外のものから収集する個人情報の内容については、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会でのボランティアセンター運営事業業務に登録されている団体の代表者の住所・氏名及び連絡先であり、収集対象者が約250団体と多数で、一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であり、市民活動団体支援業務への支障が生じる。

また、目的外利用をする個人情報の内容については、藤沢市教育委員会生涯学習課での各公民館団体育成指導業務及び藤沢市教育委員会スポーツセンターでの、各種スポーツ団体育成業務に登録されている団体の代表者の住所・氏名及び連絡先であり、対象団体が約2,200団体と多数に及び当該実施機関各課等が保有している個人情報を活用することが、合理的であると考えられる。

ウ 収集等の方法については、市民活動団体実態調査アンケート調査票を本市より市民活動団体に郵送し、記入後、調査票は市に返送される。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該個人情報の利用は、通知する対象団体が約2,400団体と多いため、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、本人以外のものから収集した場合の本人通知、並びに目的外利用する場合の旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

### 3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について

市民活動団体の活動実態調査を行うことにより各団体が抱える問題点や行政への要望等が確認でき、さらには本市に適応した支援方策の決定の際の重要な情報として、その効果は大きいことから本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本人以外のものから収集及び目的外利用することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、市民活動団体を支援するために行うものであり、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、本人以外のものから収集及び目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以上